

# 『守山市産前産後の子育て応援家事サポート事業 (通称：家事サポ)』

守山市では、下記の方を対象に、登録事業者（民間の家事サービス業者等）が実施する家事サービスを利用する場合に使えるクーポン券を交付しています。

## 対象者

守山市に住民票があり、下記のいずれかに該当する方

- ① 妊娠中の方
- ② 1歳未満の子の保護者
- ③ 3歳未満の多胎児の保護者

(注意) ・市税等の滞納がある場合は対象外です。

・②と③は重複できません。②と③は対象児ごとに1回のみ申請ができます。

## クーポンについて

### ●有効期限

クーポンの有効期限は、次のとおりです。

- ① 妊婦：出産予定日の4か月後の同日まで
- ② 1歳までの子の保護者：子の1歳のお誕生日の前日まで
- ③ 3歳までの多胎児の保護者：多胎児の3歳のお誕生日の前日まで

(注意) ・複写や譲渡はできません。

- ・クーポン交付後に流産、死産、死亡された場合でも、有効期限内であればご家族の使用が可能です。
- ・利用できるのは守山市内の居所です。
- ・利用日時点で、市外に転出された場合（守山市に住民票がない場合）や有効期限を過ぎていた場合は、クーポンは使用できません。

### ●交付金額

- ① 妊婦：20,000円（1,000円×20枚）
- ② 1歳までの子の保護者：児1人につき20,000円（1,000円×20枚）
- ③ 3歳までの多胎児の保護者：児1人につき最大60,000円（1,000円×最大60枚）
  - ※1歳未満の多胎児の保護者：60,000円
  - 2歳未満の多胎児の保護者：40,000円
  - 3歳未満の多胎児の保護者：20,000円

## 家事サポートクーポンが使えるサービス内容

掃除、洗濯、調理、買い物等の家事（日常的に行われている程度になります。）

(注意) ・登録事業者により実施できる内容が違います。全ての登録事業者で託児・育児不可。



掃除



洗濯



調理



買い物

# 家事サポート利用の流れ



## クーポンの申請について

通常は、妊娠届出時や新生児訪問の際に案内します。

上記以外の場合は、申請者と対象者それぞれの身分を証明できる物（マイナンバーカード、運転免許証、母子健康手帳など）をご準備のうえ、母子保健課に、『守山市産前産後の子育て応援家事サポート事業クーポン申請書兼誓約書』をご提出ください。

## 料金・支払いについて

クーポンの交付枚数以内であれば、1回あたりのクーポン使用枚数に上限はありません。（現金への換金は不可）。すべてクーポンで支払った場合でもお釣りは出ません。利用料がクーポンの額面を超える場合には、差額をご負担ください。

【例】利用料4,500円の場合 ①～⑤のいずれかで支払う

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ①クーポン5枚（お釣り無し） | ④クーポン2枚+2,500円 |
| ②クーポン4枚+500円   | ⑤クーポン1枚+3,500円 |
| ③クーポン3枚+1,500円 |                |

- （注意）・登録事業者の家事サービス利用時に限ります。  
・登録事業者により、クーポン差額の支払い方法が限定される場合があります。

## 利用上の注意

- ・利用の調整は直接事業所とやりとりしていただきますが、ご希望に添えないこともあります。
- ・ご家族が感染症に罹患している時などは、利用できません。
- ・やむを得ずキャンセルさせる場合は、すみやかに事業所へ連絡を入れてください。キャンセル料が発生する場合があります。キャンセル料にクーポンは使用できません。

## 登録事業者について

事業内容や事業者等についての情報は、随時市ホームページにてお知らせします。ご予約やご利用の前には、必ず守山市ホームページをご確認ください。



（家事サポート事業ページ）